

安全保障貿易管理を巡る最近の動向

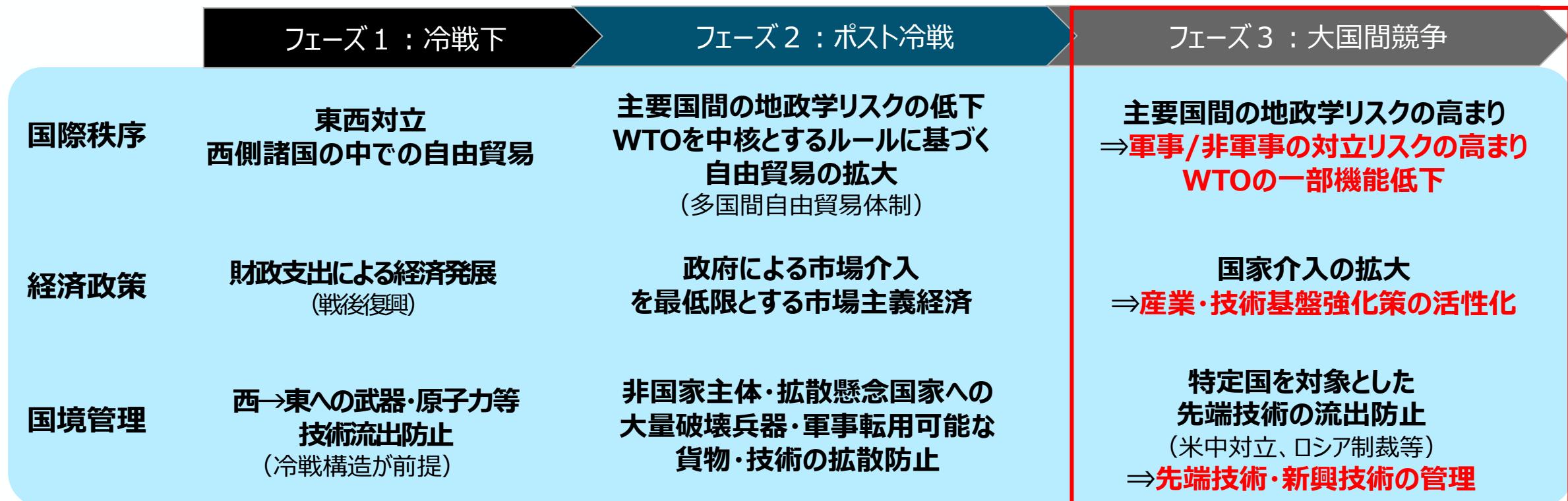
2024年12月

経済産業省

安全保障貿易管理課

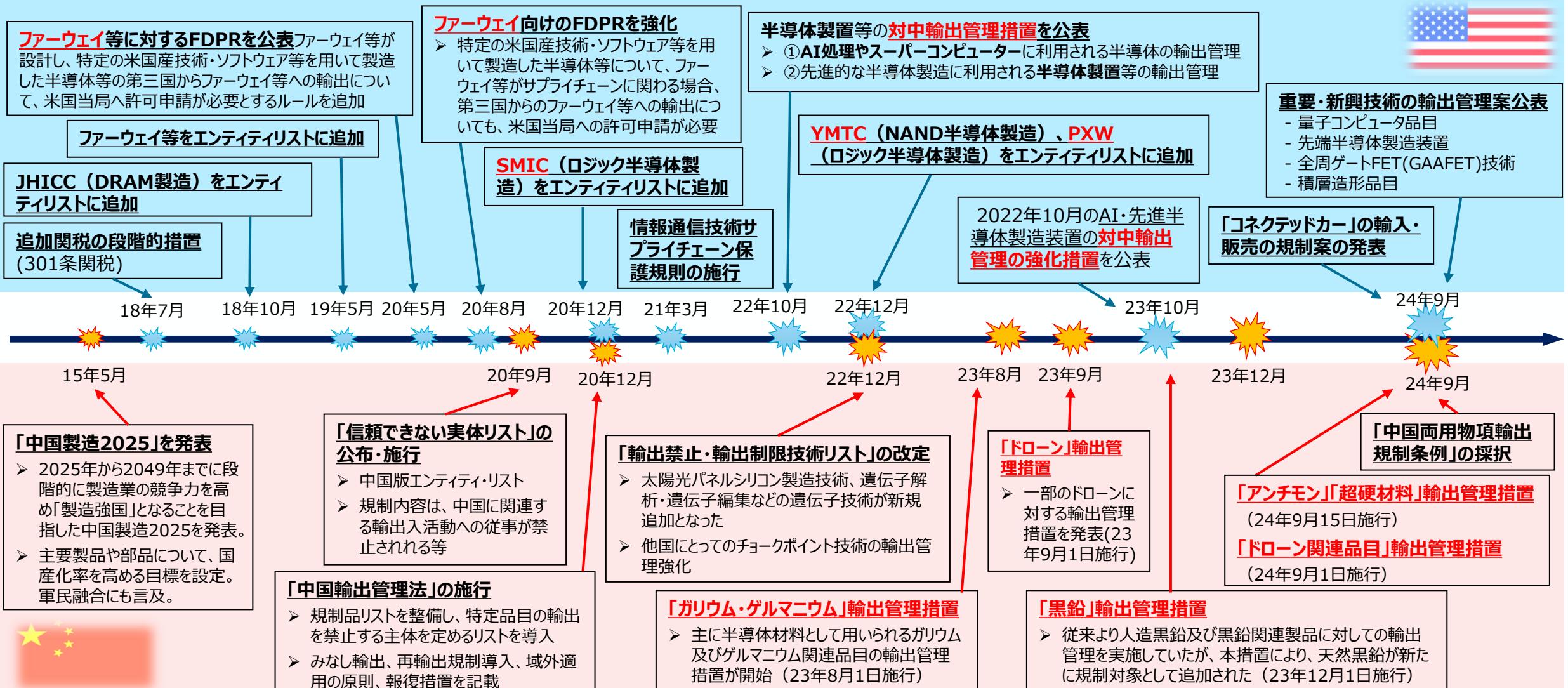
国際情勢の変遷 ~大国間による「技術」の囲い込み競争の時代へ

- 米中対立、ロシアによるウクライナ侵略など、国際秩序は**大国間競争の時代**に回帰。地政学的対立に**非軍事的手段を持ち込む動き**(Economic Statecraft)も拡大。
- 半導体、量子、AIなどの**先端分野の技術競争の激化**による**米中間の技術の「分断」**や、重要物資のサプライチェーン途絶につながり得る**地政学リスク**が高まる中、各国は**産業基盤強化**のための取組を活性化。
- 反面、戦後、日本の国力を支えてきたルールに基づく**国際貿易体制**、イノベーション環境は後退。



(参考) 国境管理による「囲い込み」～米中の輸出管理措置のエスカレーション

近年、米国は安全保障上の観点から、中国のAI・半導体製造能力を抑止するため、先端半導体の輸出管理を相次ぎ強化。中国は、自國に優位性のある重要鉱物等の規制を強化する動き。



(参考) 産業支援による技術「囲い込み」～大国による大規模支援策

輸出管理に加え、主要国・地域は、産業・技術基盤強化の観点から、技術サプライチェーン上の優位性を確保・強化する動き。

各国の産業基盤強化等の動き

(注) 1ドル=149円、1ユーロ=162円、1元=20円で換算
(2024年3月末の為替レート)



【課題】

- ・ **キャッチアップ・輸出主導型高度成長経済の終焉**
- ・ 米欧等西側陣営への対抗



【課題】

- ・ **格差拡大・中間層の疲弊**
- ・ **中国への対抗**
- ・ インフレ



【課題】

- ・ **気候変動緩和の主導**
- ・ 製造業中国依存、デジタル米中依存
- ・ **域内の良質雇用確保**
- ・ インフレ

【対応】

- ・ **中国製造2025**
(中核基礎部品・基幹基礎材料の2025年における国内自給率70%を目標に)
・ R&D投資の伸び率を年平均7%以上。
- ・ **外国企業の投資環境の改善・誘致促進** <2023年8月、2024年3月>
(外国企業の投資環境の改善・誘致促進を目指し、6分野・24の政策を推進する旨を制定、対中投資奨励産業目録の拡充、製造業参入規制の全面撤廃、中国国内での再投資の奨励等)
- ・ **輸出管理の対象品目拡大** <2023年7・10月等>
- ・ **新たな質の生産力の発展を加速** <2024年3月>
(科学技術イノベーションの推進：AI、量子、集積回路、生命・健康、宇宙、低空経済等※鄭櫻潔国家発展改革委主任の4月の記者会見での発言)
- ・ **超長期特別国債の発行** <2024年3月>
2024年1兆元（約20兆円）を発行
- ・ **製造業の競争力強化** <2024年3月>
(規格や品質保証を強化し、中国製造ブランドを打ち立てる)

【対応】

- ・ 「**労働者中心の通商政策**」
・ 経済安全保障等を大義名分とする産業政策
<2022年8月>
(CHIPS及び科学法：527億ドル(約7.9兆円)の資金提供。
半導体関連投資への恩典需給に**他国立地制限**
(インフレ削減法：4,330億ドル (約64.5兆円))。
EV税額控除に**北米組立要件**、水素製造装置税額控除に**CO2排出基準・実勢賃金要件等**)
- ・ 「**バイデンomics**」スピーチ <2023年6月>
- ・ 「**国内発明・国内製造政策**」<2023年7月>
(研究開発支援が国内生産に繋がったかトラッキング。研究開発支援で国内生産を推奨する大統領令発出)
- ・ **対中投資規制** <2023年8月>
(VC含む米投資家のAIや半導体分野の対中投資規制)
- ・ **重要産業に関する半導体サプライチェーン調査** <2023年12月発表>
(商務省が米国の重要産業における中国産のレガシー半導体の利用や調達に関する調査を実施)
- ・ **対中関税の引上げ** <2024年5月>
(中国から輸入するEVへの追加関税の100%への引上げ、太陽電池・半導体への追加関税の50%への引上げ等の実施を発表)

【対応】

- ・ EU復興パッケージ（次世代EUを含む）
(グリーンやデジタルへの移行等に約1.8兆ユーロ (292兆円))
- ・ 戰略的自律・サプライチェーン欧州回帰
(電池や半導体等の重要物資の**特定国への依存低減**のため、サプライチェーン強靭化の法案を整備)
- ・ グリーン・ディール産業計画 <2023年2月>
(クリーン産業セクターのスケールアップ 支援のための環境整備 (例：国家補助ルール緩和、水素インフラ整備に69億ユーロ (1.1兆円) 等)
- ・ **独：成長機会法** <2024年3月>
(税制の見直しにより研究開発投資を支援)
- ・ **仏：EV補助金制度の変更** <2023年10月>
(EV購入補助金の支給条件に、生産から輸送の過程で排出されるCO2排出量の合計を追加等国産EVを制度上優遇)
- ・ **風力発電タービンを供給する中国企業の調査** <2024年4月発表>
(欧州委員会がフランス等での風力発電事業の開発条件を調査)
- ・ **EU：欧州の競争力強化に向けた施策をまとめた報告書を発表** <2024年9月発表>

経済安全保障に関する産業・技術基盤の強化（基本的考え方）

1. 「経済安全保障」に係る社会的要請

- 現下の地政学的な変化、破壊的な技術革新の中で、各國は国力増大のため、「経済安全保障」の切り口で施策を展開。
- 技術力をてこに、資源制約を乗り越え、経常収支バランスを確保してきた我が国において、経済力の低下が問われる今こそ重要。



2. 経済安全保障推進法の成立（2022年5月）：平和と安全、経済的な繁栄等に向け、自律性の向上、優位性・不可欠性の確保に資する取組を法制化

① サプライチェーン強靭化

- 12の特定重要物資※を指定。
※経産省関係では、半導体、蓄電池、クラウド、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機部品、重要鉱物、天然ガス、先端電子部品の9つ（令和6年4月現在）
- 令和5年度補正予算で約9,100億円、令和6年度本予算で約2,300億円を措置（経産省部分）

② 経済安全保障重要技術育成プログラム

- 宇宙・航空、海洋、サイバー等の研究開発を経済産業省関係で計19プロジェクト特定。
- 令和3、4年度補正予算で計2,500億円（経産省部分）措置。

③ 基幹インフラの事前届出制度

- 14対象事業（うち経産省関連4）の重要設備の事前審査

④ 特許出願非公開制度

＜諸外国＞世界に先駆け経済安全保障政策を、包括的に体系化、法制化した日本へ高い関心・評価



＜日本企業＞日本を含めて世界各国が強化する経済安全保障政策の貿易投資への影響に関する関心と不安感

3. 「産業・技術基盤強化アクションプラン」の策定(有識者会議)

- 有識者会議において、今後の国際情勢を踏まえた「脅威とリスク」を分析し、我が国の自律性、不可欠性を高める対策を検討。
- 産業支援策(Promotion)及び産業防衛策(Protection)を有機的に連携させながら、同志国・地域(Partnership)とともに、国益を守るためのアクションプランを整理。
- 政府全体で経済安全保障政策を推進するため、NSSを中心に各省連携の枠組みを構築。

1 産業支援策(Promotion)

- ◆ 産業・技術基盤強化
 - ① 技術優位の確保(コンピューティング、クリーンテック、バイオ等)
 - ② 多様性・自律性確保
- ◆ 産業・技術基盤を支える横断施策

2 産業防衛策(Protection)

- ◆ 新たな貿易管理
- ◆ 官民連携による対応(choke point 技術政策等)
- ◆ サイバーセキュリティ対策・データポリシー強化

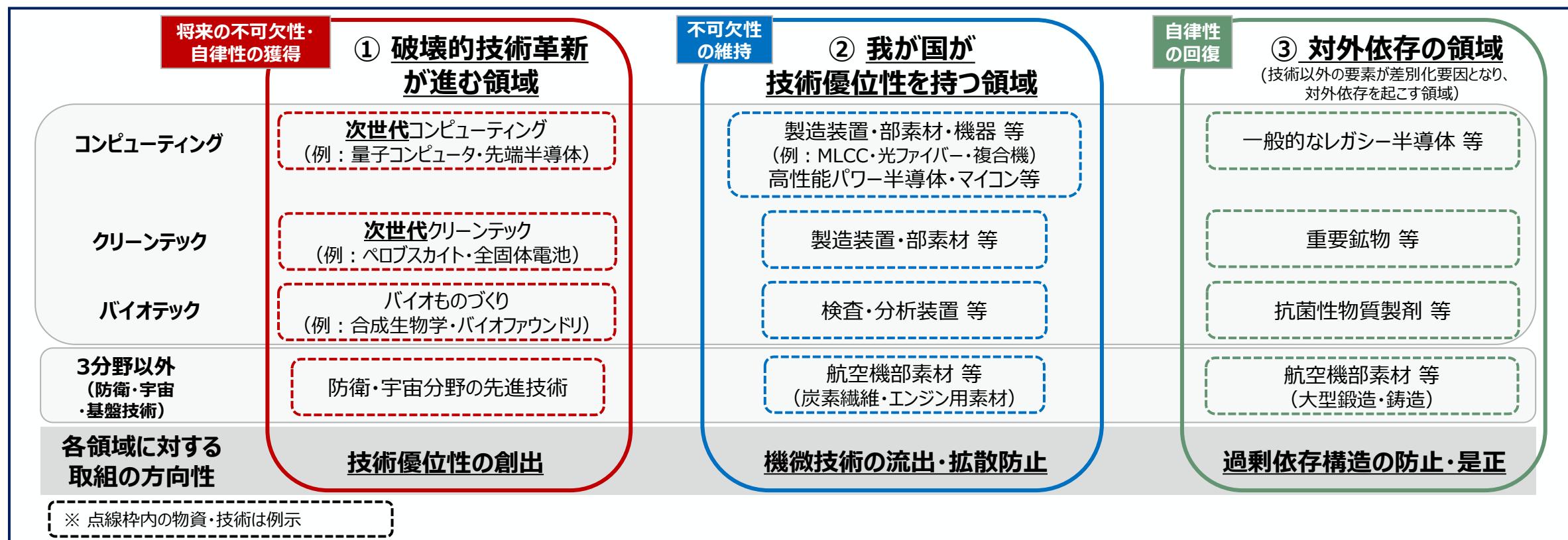
3 国際枠組みの構築・産業対話(Partnership)

- ◆ 対外経済政策における経済安全保障アジェンダの整理・発展
- ◆ 経済的威圧への対応
- ◆ アクションプランをベースに産業対話を実施し、脅威分析及び対策を具体化・精緻化。産業対話の示唆を踏まえ、アクションプランを継続的にブラッシュアップ。

経済安全保障上重要な物資・技術の特定と政策アプローチ

- ・コンピューティング、クリーンテック、バイオテック、防衛等の分野は、将来にわたる我が国の経済安全保障上の産業・技術基盤として不可欠。それぞれの分野で特に重要なサプライチェーンに注目し、その維持・発展に政策資源を集中的に投入する。
- ・経済安全保障上重要なサプライチェーンにおいて鍵を握る物資・技術を特定したうえで、技術革新の動向、我が国における相対的な優位性、対外依存度を分析・把握し、強靭化に向けた適切な政策手段を当てはめていく。
- ・経済安全保障上重要な物資を改めて洗い出した上で、リスク・脅威に対応した適切な政策手段を整理し、経済安保法の「取組方針」に反映させる。

＜経済安全保障の観点から重視すべき物資・技術の整理＞



産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告 概要【2024年4月】

1. 現状認識

- 前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化し、**安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり**、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。
- また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、**該非判定や用途・需要者確認に取り組むことが求められる**。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹底するため、**安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすいものとするよう取り組むことが求められる**。このため、**官民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進が求められる**。

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた不拡散型輸出管理は大きな転換期を迎えており、非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)～(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- ① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上の**リスクがより高い取引に厳に焦点を当て**、リスクが低い取引は合理化を追求。
- ② **同盟国・同志国との重層的な連携**を通じて、国際協調による実効性と公平性を担保するとともに、共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化を過度に阻害しない。
- ③ **官民での情報共有・対話**等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

(1)補完的輸出規制の見直し

※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。

- 汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。

(2)技術管理強化のための官民対話スキームの構築

- 技術霸権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、多様な経路に応じた対策が必要。(技術は一度流出すると管理困難。)
- 外為法の技術移転管理に関し、官民対話を通じた新たな技術管理スキームを導入。

(3)機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携

- 急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。
- 各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。国際連携による制度・運用の協調を企図。

(4)安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化

- メリハリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ等の観点から、以下の分野で合理化。

①一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- 一般国(グループA国以外)向けであっても、**安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合**に適切に管理。
- この際、**懸念需要者や懸念取引等**に関する情報を**政府が提供**。

②グループA国経由での迂回対策

- 補完的輸出規制の対象外の**グループA国**向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、**インフォーム**。

①技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、**政府に事前報告**。

※今回の措置は、**貨物は対象外**。

②適切な技術管理に向け、**政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施**。

※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。

③取引時点のみならず、**時間的経過に伴う軍事転用懸念**を考慮。

①国際輸出管理レジームで**技術的議論が成熟した品目の先行管理**を行う。

②懸念度と緊急度に応じた、**技術保有国による先行管理**も有効。

③国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る**運用面での協調**を行う。

④国際輸出管理レジームの**非参加国との連携を強化**。

①半導体製造に用いられる一部の部分品(圧力計やクロスフロー過装置)を特別一般**包括許可の対象**に。

②**インド・ASEAN向け工作機械**を、一定の要件の下(移設検知機器の搭載等)で、特別一般**包括許可の対象**に。

③同志国軍による**防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品等**に関する**許可申請手続を簡素化**。

④内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、**立入検査を重点化**。

(5)国内外の関係者に対する一層の透明性の確保 / (6)インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

3. 中長期的な検討課題等

- 上記の**対応の方向性**については、本報告を踏まえて、**速やかに制度・運用の見直しを図るべき**。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、**必要に応じた抜本的な見直し**を検討すべき。
- その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした**新たな技術管理の取組の必要性、法体系の複雑性の解消**(「わかりやすさ」の追求)を含めた外為法に基づく**安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿**の検討への指摘もあり。

重要・新興技術に関する特定の貨物及び技術の輸出管理 (本年9月 施行)

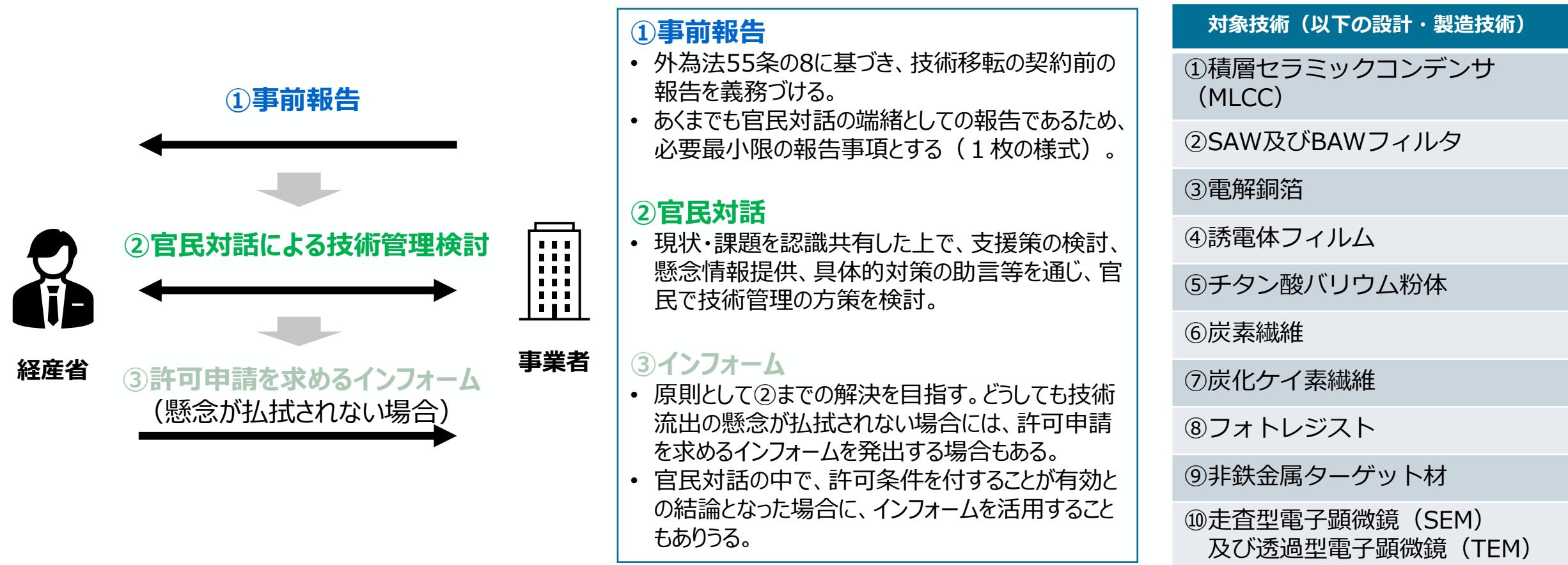
- 国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、軍事転用の防止を目的として、重要・新興技術に関する**4品目**を、国際輸出管理レジームにおける議論等を踏まえて規制に追加。
- また、半導体製造装置（23品目）のうち一部装置の規制閾値等を見直し。

新たに輸出管理の対象となる品目	貨物等省令	
	貨物	技術
相補型金属酸化膜半導体集積回路（極低温CMOS）	第6条 第1号 力	第19条 第1項第2号、第5号
走査型電子顕微鏡（半導体素子・集積回路の画像取得用）	第6条 第17号の4	
量子計算機	第7条第6号	第20条 第1項第3号、第4号
多層GDS II データを生成するプログラム（上記走査型顕微鏡関連技術）	-	第19条 第3項第7号
GAAFET構造の集積回路等の設計・製造に必要な技術（GAAトランジスタ技術）	-	第19条 第3項第8号

管理対象となる仕向地

技術管理強化のための官民対話スキーム

- スキーム構築に必要な貿易外省令の改正および告示の制定を行い本年10月30日に公布。**12月30日施行。**
- 他国の関心や我が国の優位性を踏まえ、**10技術**を対象に指定。対象技術は今後も適時追加予定。



大学・研究機関における安全保障貿易管理の適切な実施に向けた支援（概要）

- 文部科学省と連携し、複層的なアプローチにより各種支援を実施。

全体アプローチ

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」の普及

- 令和4年2月、みなし輸出管理の運用明確化等を反映すべく第四版へ改訂※。
- 文科省ほか関係省庁を通じ、全国の公私立大学・国立研究開発法人等宛に周知。
- 文科省と共に毎年説明会を実施（令和6年度はオンラインで3回、対面（東京）で1回開催）。

※英語版も公表。

E-Learning・事例集等のコンテンツの作成・公表

- 経済産業省の安全保障貿易管理HPに各種の事例集や実務参考用資料、e-ラーニング教材を掲載。
- 令和5年8月に「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関する事例集【みなし輸出管理の運用明確化への対応編】」を公表。
- 令和5年9月に「ヒヤリハット事例集」の改訂版を、令和6年2月に同事例集の英語版をそれぞれ公表。
- 令和6年11月に「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関する事例集【機微技術調査編】」を公表。

※安全保障貿易管理ホームページ（大学・研究機関向け）：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

ネットワークの形成と活動支援

- 大学の輸出管理担当者による地域ネットワーク（NW）の設立を促進。これまでに9件の新設を支援（計14件）。
- 講演対応、講習会の実施、NW全国会議の開催等により各NWの活動を支援。
- 平成30年11月に国立研究開発法人の輸出管理担当者によるNWも設立。

専門家派遣事業

- 令和5年度は99の大学・研究機関に対し、延べ259件の派遣相談・個別相談を実施。

個別アプローチ

個別訪問

- 平成28年度以降、経産省職員が260回以上大学等を個別訪問し、啓発を実施。

経済産業省ホームページ



安全保障貿易管理 Export Control

最新の制度改正 情報を掲載

TOPICS

最新の制度改正

・輸出貿易管理令の運用について
「一部を改正する通達等の一部改正について(2022.5.30)

・「輸出管理内部規程の届出等について」の一部改正についての一部改正について(2022.4.13)

・ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置を実施します(措置の対象となる貨物及び役務取引等について)(2022.3.15)

・「電子申請処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部改正について(2022.3.15)

・外国ユーザーリストの改正について(2022.3.10)

・「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について(2022.3.3)

・「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について(2022.2.26)

・「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達について(2022.2.18)

・「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について(2022.1.17)

・半導体製造用ポンプ・バルブ等の輸出管理の合理化について(2021.11.18)

安全保障貿易管理制度の概要を紹介

申請手続き

・許可申請を行おうとする方はこちら

企業等の自主管理の促進

・輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について知りたい方はこちら

大学・研究機関の自主管理の促進

・大学・研究機関向けの情報はこちら

関係法令

・関係法令の条文や規制対象の品目を調べたい方はこちら

中小企業等への支援

・輸出管理体制構築支援等の情報はこちら

申請窓口

経済産業省 安全保障貿易審査課
(本館14F東8)
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

窓口の受付時間

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送または電子にて申請してください。また、ご相談は電話またはメールでご連絡ください。感染症予防のため、対面での申請・相談は原則受け付けておりません。

許可証の受領時間

感染症予防のため、窓口での許可証の交付は原則行っておりません。

2022年7月以降 輸出許可申請は電子申請のみ

大学・研究機関向けの情報
を掲載※(説明会、アドバイザー派遣事業、ガイダンス等)

キーワードで調べる

外為法改正 | 貨物・技術のマトリクス表 | 輸出管理内部規程 | 輸出管理遵守基準 | 外国ユーザーリスト | 参考情報: 政省令-EU規制番号対比表 | 個人輸出 | 大学・研究機関

中小企業・大韓民国向け輸出管理の運用の見直し | ガイダンス | (企業等向け)

半導体製造用ポンプ・バルブ等の輸出管理の合理化 | みなし輸出管理の明確化 | 国カテゴリーの変更

みなし輸出管理の明確化関係参考資料 (概要、Q&A等) を掲載

安全保障貿易管理 HP : <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

※大学・研究機関向けの情報 : <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

- 大学等が外為法を遵守し、安全保障貿易管理を適切に実施する上で対応すべき事項を整理。
- 制度の解説、対応事項の明確化、管理手法や組織体制の紹介、モデル規程、帳票類の例示など。



アドバイザー派遣事業

- 大学等での輸出管理の経験や知見を持つ約25名のアドバイザーを派遣し、体制整備を支援。

令和6年度 安全保障貿易自主管理促進事業

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

大学・研究機関における安全保障貿易管理体制の運用改善・構築を支援するためのアドバイザー派遣事業のご案内

事業の目的

なぜ今、安全保障貿易管理が重要なのか？

国際的な学術交流が進展し、共同研究の機会や留学生の受入れが拡大する中、大学や研究機関が保有する機微技術の流出の懸念が高まっています。このため、**安全保障貿易管理への厳格な取組みが必要**となっています。

アドバイザー派遣事業とは？

経済産業省は、大学等における安全保障貿易管理の体制構築及び着実な実施を支援するためのアドバイザー派遣事業を昨年度に引き続き実施します。アドバイザーは実際に大学等で管理体制の構築や運用改善に携わった経験を豊富に持っています。疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者の皆さま、ぜひ気軽にアドバイザー派遣をご活用下さい。支援費用は発生しません。

(経済産業省より 株式会社野村総合研究所 受託)

安全保障貿易管理の運用上の課題の解決や個別事業への対応を支援します

内部管理規程の策定など体制構築を支援します

お申込み・お問合せ窓口

派遣のお申込み・事業に関するお問合せ

株式会社野村総合研究所 安全保障貿易自主管理促進事業 事務局
Tel : 090-3621-7922 (受付時間 10:00~16:00)
Email : export_control@nri.co.jp
担当 : 松本、一丸、青木、鶴田、霜越
期間 : 2024年6月4日~2025年3月31日

安全保障貿易管理制度概要に関するお問合せ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 大学指導班
Tel : 03-3501-2800
Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

公式サイトでは、安全保障貿易管理に関する各種資料、新着情報などを掲載しています
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

令和6年度 安全保障貿易自主管理促進事業

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

管理体制の構築と運用の改善におけるアドバイザーの役割

管理体制の構築と運用改善に必要な実施項目や検討内容は大学ごとに異なります。以下は、その一例です。

派遣するアドバイザーは、大学等の事情や状況に応じた支援・助言を行います。支援・助言は、**大学等への実際の訪問**の他、**電話・メール等**でも実施します。

大学等における実施検討項目例	アドバイザーによる支援内容例
個別の取引の管理方法を相談したい	大学等の体制に即して助言します
学内への周知を進めたい	学内説明会資料の作成を支援します
幹部・教職員の理解を得たい	説明会における説明支援を行います
現在の管理体制を改善したい	具体策の立案を支援します (課題聞き取り、助言等)
新たに管理体制を構築したい	規程や手続の策定を支援します (内部管理規程案の確認等)

アドバイザー派遣制度を利用した大学等担当者の声

アドバイザーの先生にこまめに面談をいただき、都度問題となっている点を共有し解決していただきました。

改善が必要な点を的確に指導いただけるため、業務の大幅な効率化を図ることができました。

学内説明会では、専門的見地から説明いただきました。アドバイザーから説明いただくことで説得力が増し、安全保障貿易管理の必要性について、学内で認識を共有することができました。

みなし輸出管理の運用明確化への対応では、的確なアドバイスをいただきました。

最新動向の共有に加え、法改正に伴う運用の疑問・悩み等を気軽なく相談できる専門家がいてくださることが業務を遂行する上で非常に心強いです。

(参考) 安全保障貿易管理業務に役立つツール等

- 輸出管理に関する国際動向の把握や個別の取引審査等に役立つ情報を様々な機関が無償で提供。オープンソースから多くの有益な情報が取得できる。
- 個別事案の情報収集、学内の体制構築や人材育成にあたりCISTECの有料サービスの活用も有効。

(1) 政府の情報

- ① 経済産業省安全保障貿易管理ウェブサイト
- ② 外国ユーザーリスト (End User List、日本)
- ③ エンティティ・リスト等 (Entity List、米国)

(2) その他の情報ソース

- ① ASPI (Australian Strategic Policy Institute、豪州)
- ② C4ADS (Center for Advanced Defense Studies、米国)
- ③ CSET (Center for Security and Emerging Technology、米国)
- ④ IRSEM (Institut de Recherche Stratégique de l'Ecole Militaire、仏)

(3) CISTEC (有料)

- ① 大学会員サービス
- ② 大学版CHASER
- ③ 輸出管理専門人材情報提供サービス
- ④ 安全保障輸出管理実務能力認定試験（3レベル）